

KLA購買条件

改訂日: 2025年6月1日

1. 契約当事者の合意。 本契約条件(「本条件」)は、KLA購入事業体(以下「KLA」)による発注書、修正、作業明細書、又はその他の注文(以下総称して「注文」)に関し、その注文を受ける事業者又は注文に基づいて履行する事業者(以下「サプライヤー」)との間で締結される、排他的かつ拘束力のある契約です。本条件又は該当する注文における「KLA」への言及には、購入事業体、親会社、及びその直接的又は間接的に所有・管理される子会社が含まれ、適用されます。 本条件における「製品」とは、注文で特定及び／又は記載され、又は注文に基づいてサプライヤーがKLAに実際に提供する商品、材料、製品、部品、サービス、ソフトウェア、技術データ、知的財産、図面、個人財産、その他の項目を指します。サプライヤーによる何らかの受領確認及び／又は履行の着手は、本規約のすべての条件を完全に受諾したものみなされます。 KLAは、サプライヤーが請求書、受領書、その他いかなる方法により提案する一切の追加的もしくは異なる契約条件(本契約締結前、締結と同時に、締結後を問わず)を、ここにすべて拒否します。本契約に基づいて納品される製品・サービスに対する支払い又は受領は、サプライヤーが定める契約条件の受諾を意味するものではありません。 該当する注文の変更・修正・改訂は、KLAの適正に権限を付与された購買担当者又は役員の書面での署名がない限り、その効力を生じません。
2. 納品条件。
 - (a) 履行条件。 サプライヤーによる適用注文書の履行においては、時間厳守が本質的条件となります。 サプライヤーは、KLAの配送経路指示及び納期スケジュールを遵守しなかった結果として生じる一切の追加輸送費その他の費用(付随費用を含む)を賠償する責任を負うものとします。 KLAの書面による事前承認がない限り、注文書に指定された納期以前の部分納品又は全納品を一切行ってはなりません。 KLAは、適用注文書の表面に明記された数量超過又は納期早期の製品出荷について、サプライヤー費用負担において拒絶又は返送する選択権を留保します。
 - (b) 梱包・出荷条件。 KLAが書面で別段の定めを行わない限り、全ての製品は、(i) 適正な商業慣行及びISTA 1G/1H基準に適合する方法で、梱包・包装・マーキングその他の出荷準備を実施すること、(ii) 当該製品について、一般運送業者が最低運賃で受託可能な状態であること、(iii) 全ての関税率・政府法令・規制に準拠していること、並びに (iv) 注文書指定仕向地への安全な到着を保証するとともに、保管中及び輸送中の気候影響から保護するに足る十分性を有することとします。 サプライヤーは、全てのコンテナに必要な荷役・取扱い・輸送情報、注文書番号及び出荷年月日、荷受人並びに荷送人の名称を明記することとします。 サプライヤーは、KLAへ納入する全ての製品について、原産国を明確に表示します。 KLAが書面による別段の指定をしない限り、梱包明細書を出荷毎に同梱しなければなりません。
 - (c) 危険負担及び所有権移転条件。 適用注文書の表面に別段の定めがない限り、全ての製品はINCOTERMS® 2020規則に基づき、FCA又はDAP条件(KLA指定場所)で引渡さなければなりません。すべての製品に対する所有権、危険負担又は損傷のリスクは、指定されたインコタームズポイントでKLAに転送されるものとします。本契約書に異なる規定が記載されている場合でも、注文に準拠していない製品に関するKLAの権利及び救済策は、引き続き有効となります。
3. 請求書。 サプライヤーは、請求書を2通作成し、KLAに書面で提出するものとし、次の情報を記載しなければなりません: KLAの注文番号、製品モデル番号、KLAの固有部品番号、製品の説明、サイズ、数量、単価、適用される調和関税コード及び輸出管理分類、製品の原産国、製品が米国の輸出規制の対象かどうか、ならびにKLAが書面で指定するその他の情報。 KLAは、輸入及び業務運用において、これらの書面による請求書に記載されたデータの正確性に依存しており、このため、書面請求書上の情報を正確に特定しなかったことについては、サプライヤーが単独で責任を負うものとします。 船荷証券又はその他の出荷書類は、各請求書に添付されるものとします。 請求書に対する支払いは、製品の受領や、サプライヤーによる注文要件の不履行の容認、又は当該製品又はサービスの納入が注文に準拠して行われたことの承認とは見なされません。 サプライヤーが早期支払い割引を提供する場合、割引の計算は(a) 配送予定日と(b) 実際の配送日のうち遅い方の日を起算日として行われます。 KLAは、サプライヤー又はその関連会社がKLAに対して負う金額に対し、KLAエンティティがサプライヤーに対して負う金額を相殺する、又は不足を理由に支払いを保留する権利を有します。 KLAが事前に書面で別途合意しない限り、サプライヤーへの支払いは、本規約に基づき発行された該当のKLA注文に指定された通貨で行われるものとします。 KLAは、支払いを米ドルで行う権利を留保します。 支払いは、KLAが小切手を郵送した日、又はサプライヤーに代わり電信送金を開始した日に行われたものとみなされます。 KLAは、小切手を適切に郵送した後に生じた不正な小切手裏書について、サプライヤーに対して一切の責任を負わないものとします。
4. 税金及び諸費用。 該当する注文に記載された価格には、配送料、関税、通関料、課徴金、政府が課す追加料

金等(総称して「税金」)を含む、すべての適用される税金及び諸費用が含まれます。かかるすべての税金は、サプライヤーの請求書に別途されるものとします。関連する課税当局が、KLAからサプライヤーへの支払いに対して源泉徴収税を課し、KLAに対してその税金の源泉徴収を義務付ける場合、サプライヤーが事前に有効な免税証明書をKLAに提出しない限り、KLAは当該税金をサプライヤーへの支払いから差し引き、サプライヤーに代わって関連課税当局に納付することができます。KLAは、税金の課税時期を問わず、税金に関する一切の義務又は責任を負わないものとします。これに加え、サプライヤーは、税金及びその徴収又は源泉徴収に関するすべての責任(罰則及び利息を含む)について、KLAを補償し、防御し、免責することに同意します。

5. 検査。

- (a) KLAが該当する注文に基づき購入するすべての製品は、製造期間中及び製造後の可能な限りあらゆる時間及び場所で、かついかなる場合においても受領前に、KLAによる検査及び試験の対象となります。KLAがサプライヤーの敷地内で検査又は試験を行う場合、サプライヤーは、追加料金なしで、KLAの検査員の安全及び利便性のために必要なすべての合理的な施設及び支援を提供するものとします。いかなる検査又は試験も、サプライヤーが該当する注文及び本規約の要件を満たしていないこと、又は欠陥に関する責任を免除するものではありません。
- (b) 事前の検査又はそれに基づく支払いがあった場合でも、すべての製品は納品後、合理的な期間内にKLAの工場での検査及び受領の対象となります。サプライヤーは、KLAが検査システムを提供し、維持するものとします。サプライヤーは、すべての検査作業に関する完全かつ正確な記録を保持し、維持するものとします。これらの記録は、本注文の履行期間中及びその後5年間、又はKLAが書面で指定するそれ以上の期間、KLAが閲覧可能な状態にしておくものとします。

6. 保証。

- (a) サプライヤーは、KLAに納入されるすべての製品(これに組み込まれるすべてのコンポーネント及び原材料を含み、本保証に基づき修正された製品も含む)について、以下を表明し保証します。(i) 製造方法、材料、製造において欠陥がないこと；(ii) (A) 本規約の要件、(B) サプライヤーが公開又は本書に組み込まれている図面又は仕様、該当する注文に基づく図面又は仕様、あるいはKLAに提出された図面又は仕様、(C) サプライヤーが提供したサンプルに適合していること；(iii) すべての適用される法令・規制及び一般的に認められた基準・規範を遵守していること；(iv) 新品であり、中古品、改修品、偽造品でないこと；(v) 設計がサプライヤーの責任である場合、設計に欠陥がないこと。サプライヤーは、すべてのサービスが最高の専門的基準で提供されることを保証します。前述の保証は、明示・黙示を問わず、他のすべての保証に代わるものであり、KLAによる検査、受領、又は支払いの後も有効に存続するものとします。すべての保証は、KLA及びその顧客に対して効力を有し、これらの者により行使可能なものとします。
- (b) サプライヤーは、本契約に基づいて付与される権利を付与するための完全な権限及び法的能力を有することを表明し、保証します。さらに、サプライヤーは、KLAによる本契約に基づき提供されたすべての製品の使用が、本契約第11条で定義される第三者の知的財産権を侵害しないことを表明し、保証します。また、サプライヤーは、上記製品をKLAに対して何らの担保権や負担なく提供するために必要なすべての権利、権原及び利益を有することを保証します。
- (c) サプライヤーは、KLAへの出荷前に、オペレーティングシステム又はハードドライブを含むシステム又は部品が、標準的なウイルス対策ソフトウェアユーティリティを使用してスキャンされ、クリーンであることが認証されるよう、KLAのウイルス保護ポリシー([Anti-Virus.pdf\(kla.com\)](https://www.kla.com/anti-virus))を遵守していることを表明し、保証します。本方針に基づき、サプライヤーは、各出荷時に、使用したウイルス対策ソフトウェアの製品名とバージョン、スキャンが完了した日付及びプロセス手順を記載したウイルス対策遵守宣言書と、最終スキャンレポートのコピーを添付するものとします。これは、オペレーティングシステム又はハードドライブを含むシステム又は部品が、KLAへの出荷前に標準的なウイルス対策ソフトウェアユーティリティを用いてスキャンされ、クリーンであることを認証するための措置です。本方針に基づき、サプライヤーは、各出荷ごとに、使用したウイルス対策ソフトウェアの製品名及びバージョン、スキャン完了日及び実施プロセス、最終スキャンレポートの写しを記載したウイルス対策遵守宣言書を提出しなければなりません。
- (d) サプライヤーは、災害復旧計画、パンデミック対策、サイバーセキュリティを含む(ただしこれらに限定されない)分野において、堅牢な事業継続計画及び事業継続性テスト手順を実施し、これを維持していることを表明し、保証します。KLAの要請に応じて、サプライヤーは、事業継続計画とテスト結果の概要を提供します。サイバーセキュリティプログラムには、少なくとも、不正アクセス、データ侵害、その他のサイバー脅威を含むサイバーセキュリティインシデントをタイムリーに防止、検出し、対応・解決するための対策が含まれていなければなりません。サプライヤーは、本契約に基づいて提供される製品又はサービスの完全性やセキュリティに影響を及ぼす可能性のあるサイバーセキュリティインシデントについて、速やかにKLAに通知するものとします。
- (e) サプライヤーの製品、設計、サービスについての受諾、支払い、検査、未検査、又は承認があったとしても、

たとえ欠陥、不適合、その他の不足が発見又は検出可能であったとしても、適用される注文又は本規約に基づくサプライヤーの義務及び保証は免除されません。KLAが1つ又は複数の製品、又はサービスの一部に必要な図面又は仕様の適用を免除した場合でも、残りの製品に対する当該要件の免除を意味するものではありません。

7. 変更。 KLAは、サプライヤーに対して書面で指示することにより、いつでも本契約の履行を一時停止し、注文数量を増減し、又は以下のいずれか1つ又は複数の事項を変更することができます。(i) 適用される図面、設計、又は仕様；(ii) 出荷方法又は梱包方法；(iii) 納品場所；及び／又は (iv) 配送時間を含むスケジュール。かかる変更により該当注文のコスト又は履行に要する時間が増減した場合、当事者は注文価格及び／又は納期の公平な調整について誠実に協議するものとします。
8. 便宜上の契約解除。KLAは、サプライヤーに書面で終了を通知することにより、いつでも、単独の便宜上、本契約に基づく注文の全部又は一部を終了させることができます。 サプライヤーは、かかる通知を受領した時点で、当該通知に別段の定めがない限り、直ちに当該注文に関するすべての作業を停止し、速やかに書面にて通知の上、すべてのベンダー及び下請業者に対して関連作業の停止を指示するものとします。また、KLAの要請があった場合には、当該注文に関連してKLAから提供された資材を返却するものとします。 標準品、既製品の注文解除、もしくは未提供のサービスの解除に関しては、一切の料金は発生しないものとします。KLAは、サプライヤーが既に提供し、KLAが受領及び承認した標準的な既製品又は承認済みのサービスに対する支払い義務を負うものとします。 KLAの知的財産権及び／又は機密情報に基づき、組み込まれ、又は活用されているため、KLAにとって独自かつ排他的なカスタム製品の注文が終了された場合、サプライヤーの請求は、サプライヤーが当該終了通知を受領した日時点における記録に基づき、終了された製品の仕掛品又は完成品に係る正味の作業コストに限られるものとします。 性質上、本規約の有効期間終了又は契約終了後も継続する義務及び責任は、本規約及び／又は注文の終了後も引き続き有効に存続するものとします。
9. 理由による解除。 KLAは、サプライヤーが本契約に基づくいずれかの義務を履行しなかった場合、又は履行が本契約の条件に沿って行われることが危ぶまれるほど進捗が著しく遅延した場合に、該当する注文の全部又は一部を解除することができます。さらに、サプライヤーが次のいずれかに該当する場合、KLAは適用される注文の未履行部分をペナルティなしで直ちにキャンセルすることができます。(i) 支払い不能になった場合；(ii) 事業を停止した場合；(iii) 自発的に破産手続きを申し立てた場合、又は自発的でない破産手続きの申し立てがなされ、その申し立てが30日以内に却下されない場合；又は (iv) 以下の第16条(k)に基づく場合。かかる終了の通知を受けた場合、KLAは、サプライヤーに対し、適用される注文の履行のためにサプライヤーが生産又は取得した完成品又は一部完成品、及び材料の所有権を移転し、これらをKLAに引き渡すよう要求することができます。サプライヤーは、自身の違反によりKLAが被ったすべての損害について責任を負い、当該損害をKLAに賠償するものとします。さらに、かかる損害賠償額は、本注文に起因するか否かにかかわらず、KLAがサプライヤーに支払うべき金額から差し引くことができます。不履行に基づく解除通知の後に、不履行が本注文の違反ではないと判断された場合、当該不履行通知は、本契約第8条に基づく通知としてみなされます。
10. 一般的な補償。 サプライヤーは、KLAの裁量によりKLAを擁護することに同意し、KLA及びKLAの役員、取締役、株主、従業員、関連会社（アフィリエイト）、代理人、顧客を補償し、かつこれらをいかなる費用、経費（合理的な弁護士費用を含む）、損失、損害、請求、責任、要求、罰則、没収、訴訟及び判決から無害に保つものとします。これらは、KLAが今後負担し、責任を負い、又は支払うことになる、いかなる人の死亡又は身体の傷害、いかなる財産の破壊又は損害、環境への汚染又は悪影響及びそれに伴う除去費用、又はいかなる政府の法律、規制、命令の違反に起因し、かつそれが全部又は一部において(a) サプライヤーによる注文の条項又は規定の違反；(b) サプライヤー、そのスタッフ、役員、代理人、代表者又は請負業者がサプライヤーから供給された製品及び／又は注文に基づくサービスの履行に関連して行った過失又は故意の行為、エラー又は不作為による場合に適用されます。
11. 侵害に関する免責
- (a) 損害賠償。 サプライヤーは、KLAの裁量により、KLA及びKLAの役員、取締役、株主、従業員、関連会社、代理人、顧客を擁護し、補償し、いかなる及びすべての費用、経費（合理的な弁護士費用を含む）、損失、損害、又は責任から無害とするものとします。これらは、KLA又はKLAの顧客による (i) 本契約に基づいて提供された製品、又は当該製品を用いて製造されたKLAの製品の使用又は販売、(ii) サプライヤーが提供する発明、又は (iii) サプライヤーが提供する作業成果物の使用又は販売に起因する、実際の又は申し立てられた知的財産権の侵害に関するものとします。KLAは、かかる請求又は要求を速やかにサプライヤーに通知し、サプライヤーがその抗弁又は解決に参加することを許可するものとします。「知的財産権」とは、登録の有無にかかわらず、世界中における特許権、著作権、商標権、マスクワーク権、意匠権、データベース権、ノウハウに関する権利、営業秘密及びその他の機密情報、並びにこれらに類似するその他の権利をいい、前記各権利に

関する出願も含みます。

- (b) 救済策。 KLA、その販売業者、代理人、下請け業者、又は顧客による製品の使用が差し止められたり、差止命令で脅かされたり、又は法的手続きの対象となった場合、サプライヤーは、自己の費用負担で次のいずれかを実施するものとします。(i) 完全に同等の非侵害製品に交換する；(ii) 製品を修正して、もはや侵害をしないが、機能的には完全に同等の状態に保つ；(iii) KLA、その販売業者、下請け業者、代理人、又は顧客が引き続き製品を使用できる権利を取得する；又は(iv) 上記のいずれも不可能な場合、侵害製品に対して支払われた全額を返金する。
12. 作業製品に関する権利。本規約及び/又は注文に基づく履行の過程で、サプライヤーは、発明、発見、改善、概念、アイデア、著作物、開発を有形又は無形の形態で、書面資料、文書、及び/又は結果(総称して「作業製品」)として開発、構想、又は実践に移すことがあります。ワークプロダクトに関するすべての知的財産権は、発生日からKLAの独占的財産となります。サプライヤーは、作業製品に対するすべての権利、権限及び利益、ならびにそれに関連する、又はそれから生じるすべての知的財産権をKLAに追加料金なしで譲渡することに同意し、ここにKLAに譲渡します。サプライヤーは、ワークプロダクトに関して有する可能性のある知的財産権を放棄します。すべての作業製品は、KLAの専有情報とみなされ、KLAの事前の書面による同意なしに、KLA外部に開示されたり、サプライヤー又は他者が使用したりすることはできません。サプライヤーは、本規約に関連して作成されたワークプロダクト又はオリジナル作品に関して、サプライヤーの代表者及び従業員が一切の請求権を適切に放棄し、すべての権利及び利益をKLAに譲渡することを確実にします。
13. 機密情報の非開示及び対外発表の禁止。 サプライヤーがKLAの仕様書又は図面に基づき提供する製品及びサービスは、KLAの事前の書面による承認なしに、第三者に提供又は開示してはなりません。サプライヤーは、KLAの機密情報を厳格に秘密として保持するものとします。KLAの機密情報には、仕様書、図面、サンプル、データ、ソフトウェア、KLAの事業手法、顧客、サプライヤー、事業計画に関する情報、ならびに「機密」、「専有」等の表示があるすべての情報が含まれますが、これに限定されるものではありません。サプライヤーは、かかるすべての機密情報がKLAの財産であり、第三者に開示せず、適用される注文の履行にのみ使用し、KLAから求めがあった場合には速やかに返却することに同意します。 KLA及び/又は当該注文(写真、説明、サンプルを含む)に関するいかなる対外的な公表も、KLAの事前の書面による承諾がない限り禁止されます。
14. 製造工程又は製造方法の変更。 サプライヤーは、KLAの書面による同意がない限り、適用される注文の履行期間中に、製造工程又は製造方法を採用又は変更しないことに同意します。KLAは自らの裁量により、必要に応じて、プロセスを定義し、又は文書化することができます。サプライヤーは、製造工程又は製造方法の変更を検討する場合には、KLAがその変更を評価するための合理的な機会を確保できるよう、十分な猶予をもってKLAに通知することに同意します。
15. 責任の限定。 サプライヤーによる賠償義務又は機密保持義務違反を除き、契約、保証違反、過失、不法行為、又は厳格責任に起因するか否かを問わず、KLAがそのような損害の可能性を事前に通知されていた場合でも、いずれの当事者も、特別損害、付随的損害、間接損害、結果的損害、又は逸失利益について責任を負わないものとします。いかなる場合においても、KLAが売主に対して負う責任は、紛争の対象となる製品又はサービスに関して、該当する発注書に記載された購入価格を超えることはありません。いかなる場合も、KLAのサプライヤーに対する責任は、係争中の製品又はサービスに適用される発注書に記載された購入価格の金額を超えないものとします。サプライヤーは、本セクション15に定められた責任の限定が、当事者間におけるリスク分配の意思的な合意を反映したものであることに同意します。
16. 法令の遵守
- (a) 一般事項。 サプライヤーは、注文を履行するにあたり、すべての適用法令及び政府の規則・規制・命令を遵守するものとします。サプライヤーは、そのサプライチェーン及び製品に使用される材料が、奴隷制度及び人身売買を禁止する法律を含む、すべての適用される法令及び規制を遵守していることを保証します。販売者は、サプライヤーによるかかる法令・規則・規制・命令の不遵守(実際又は疑われるもの)に起因して直接的又は間接的に生じるすべての損失、費用、手数料及び損害について、KLAを補償し、防御し、かつ損害を被らせないものとします。サプライヤーは、本セクション16に対する不遵守があった場合には、速やかにKLAに通知するものとします。
- (b) サプライヤー向け企業行動規範。 サプライヤーは、KLAの最新の「サプライヤー向け事業行動基準」に準拠するものとし、KLAと取引を行う際、又はKLAの代理として業務を遂行する際に、KLAが求める最低限の行動基準を遵守するものとします。当該基準は、www.kla.com/sobcにて確認できます
- (c) RBA行動規範。 サプライヤーは、KLAとの取引又はKLAを代表して業務を行うにあたり、KLAがサプライヤーに

求める最低限の行動基準を定めた、当時の最新版である「サプライヤー向け企業行動規範」を遵守するものとします。当該基準は、

www.kla.com/company/supply-chain-socialenvironment-and-regulatory-responsibility.htmlにて確認できます。サプライヤーは、www.responsiblebusiness.orgで確認可能な「責任あるビジネスアライアンス行動規範(RBA)」のすべての適用基準を遵守し、これらのRBA要件を自らの供給業者にも適用するとともに、KLAに提供する労務又はサービスに関連する帳簿及び記録を正確に維持するものとします。KLAから要請があった場合、サプライヤーはRBA自己評価アンケートに記入し、その結果をKLAに提出するものとします。KLAは、合理的な要求があった場合、本条項に対するサプライヤーの遵守状況を評価・改善する目的で、サプライヤーの業務記録について監査を実施する権利を有します。

- (d) 贈賄・収賄及び汚職防止。 前述の内容を損なうことなく、サプライヤーは、米国海外腐敗行為防止法(FCPA)など、適用されるすべての贈賄・収賄防止及び汚職防止法を遵守していることを保証します。KLAは、本条項の遵守状況を確認するために、独立した監査を自ら実施し、又は第三者に実施させる権利を有し、さらにサプライヤーに対して、毎年、法令遵守証明書への署名を求めることができます。
- (e) 輸出管理。 サプライヤーは、KLAへの製品の引き渡しにあたり、すべての適用される輸出管理関連法令及び規制を遵守するものとします。 サプライヤーは、製品の配送前に、当該製品の米国又は製品の配送先国からの輸出に際し、米国又は他国の政府による輸出許可が必要か否かを、KLAに書面で通知することに同意します。 サプライヤーは、KLAが当該輸出許可を取得するために必要なすべての情報(輸出管理対象製品の輸出管理分類、原産国、当該製品が米国の輸出規制の対象となるか否か等を含む)を、KLAに提供するものとします。 欧州連合及びその他の適用法域に所在するサプライヤーに適用される範囲において、KLAは、本サブセクションの規定が、特定の品目のロシア連邦又はベラルーシへの再輸出を禁止する規制の遵守にまで及ぶこと、ならびに本条項に対する故意の不遵守があった場合には、重大な契約違反に対する救済措置が適用されることを認めます。KLAは、国内外の外国貿易又は税関の要件、禁輸措置その他の制裁により、当該命令の継続的な履行が制限される場合、いかなる注文に基づく履行を継続する義務を負わないものとします。
- (f) 鉄鋼、アルミニウムその他の材料からなる物品の提供。 サプライヤーが、欧州連合、英国、及びその他の適用法令に基づき、ロシア又はその他の制限対象地域を原産とする鉄鋼、アルミニウム、その他の材料の使用を禁止する規制の範囲内で物品を提供する場合、サプライヤーは、KLAに対し、当該物品がロシア原産の鉄鋼、アルミニウム、その他の材料を使用して製造されていないことを証明する証拠を提出するものとします。当該証拠には、部品固有の証明書、その他の保証、ミルテスト証明書などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。KLAから要請があった場合、サプライヤーは、当該物品の製造に使用される鉄鋼、アルミニウムその他の材料の原産地を明示するものとします。
- (g) プライバシー及びデータ保護。 サプライヤーは、適用される注文、本規約、及びKLAデータ保護基準([KLA Data Protection Standards.pdf](#))に従い、その事業活動に適用されるデータプライバシー法を遵守するものとします。「データプライバシー法」とは、本規約に基づくサプライヤーによるKLAデータの処理に適用されるすべての法律、規制、及びその他の法的又は自主規制上の要件を指します。適用範囲として、カリフォルニア州消費者プライバシー法(Cal. Civ. Code § 1798.100 以降) (「CCPA」)及びその実施規制及び適用される改正規定、一般データ保護規則 (EU) 2016/679 (「GDPR」)、及び英国における同等の要件 (英国データ保護規則及び2018年データ保護法 (「英国データ保護法」)) が考慮される場合があります。「個人情報(データ)」とは、データプライバシー法において定義される当該用語又は類似の用語の意味を有するものとします。 さらに、サプライヤーは次の責任を負うものとします。(a) サプライヤーの従業員及び下請け業者が本サブセクションを遵守することの責任を負うこと; (b) 本契約に基づくサプライヤーの履行の一環として、サプライヤーの従業員及び/又はその下請け業者がKLA個人情報(データ)にアクセスする場合、当該個人情報のセキュリティ、正確性、品質、及び合法性を確保すること; (c) サプライヤーの従業員及び下請け業者によるKLA個人情報(データ)へのアクセスについて、適切な制限を設けること。
- (h) 特定法域における炭素排出量報告の遵守。 欧州連合(EU)及びその他の適用法域に輸入される特定の鉄鋼、アルミニウム、その他の物品の輸入には、炭素排出量報告又はその他の税関申告が必要となる場合があります。 KLAの要請があった場合、サプライヤーは、当該物品の製造に伴う炭素排出量を報告するために必要なデータをKLAに提供し、KLAがこれらの法域における輸入者要件を遵守できるよう支援するものとします。
- (i) 政府契約。 政府契約の対象となる製品、又は適用される注文の表面に政府契約番号が記載されている場合、サプライヤーは、当該政府契約、及び関連する執行命令、規制、指示のすべての適用条項を遵守するものとします。これには、適用範囲に応じて、連邦調達規制(「FAR」)の適用条項、ならびにこれに対して制定される修正又は補足が含まれます。なお、これらの関連契約条項、命令、規制、及び指示は、適用される注文に参照により組み込まれるものとします。政府契約の条項の写しは、サプライヤーの要請に応じて提供されるものとします。
- (j) 製品適合性及びCEマーキング。 サプライヤーは、欧州経済領域(EEA)に納入されるすべての製品が、適用

されるEUの安全、健康、及び環境保護要件に適合することを保証するものとします。サプライヤーは、すべての製品にCEマーキングを表示し、適用されるEU指令及び規制への適合を保証するものとします。サプライヤーは、KLAの要請があった場合、EU適合宣言書を含むすべての必要な文書を提供するものとします。

- (k) サプライチェーンのセキュリティ遵守。 サプライヤーは、世界税関機関(「WCO」)のSAFE基準フレームワーク、テロ対策税関貿易パートナーシップ(「C-TPAT」)を含むが、これらに限定されない、適用されるすべてのサプライチェーンセキュリティ基準を遵守するものとします。サプライヤーは、サプライチェーンの完全性を維持し、不正アクセス、改ざん、盗難を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施し、継続するものとします。
 - (l) 帳簿及び記録。 サプライヤーは、本セクション16の遵守に関する完全かつ正確な記録及び裏付けとなる書類を維持するものとします。また、サプライヤーは、KLAが本セクション16の遵守状況を検証するために合理的に必要とする書類及びその他の情報を提供することに同意するものとします。
 - (m) 検査KLA、その認可された代理人及び代表者、又は KLA が任命する第三者は、サプライヤーの施設において検査を実施し、本セクション 16 の遵守状況を確認する権利を有します。ただし、当該検査の実施は義務ではありません。サプライヤーは、実施される検査に対し、合理的に協力するものとします。かかる検査に関連する費用は、各当事者が自己負担するものとします。
 - (n) 救済措置。 KLAが本規約に基づいて有するその他の権利及び救済措置に加え、(i) サプライヤーが本セクション16に基づく義務を重大又は繰り返し違反した場合;又は (ii) サプライヤーがセクション16(m)に定めるKLAの検査権を拒否した場合、KLAはセクション9に従い、直ちに注文を解除することができるものとします。
17. 人工知能。 本規約において、「人工知能技術」とは、人工知能又は機械学習による処理・計算モデル、アルゴリズム、アプリケーション、技術を含むすべてのシステムを指します。これには、エンドユーザーのプロンプトに基づき新たなコンテンツ又は情報を生成する生成人工知能技術を含みますが、これに限定されるものではありません。疑義を避けるため、KLAは、人工知能技術の創出、試験、訓練、開発、改善、及び改良を目的として、ワークプロダクトを複製し、又はその他の方法で使用する権利を留保するものとします。これには、ワークプロダクトと同じスタイル又はジャンルの作品を生成できる人工知能技術が含まれますが、これに限定されるものではありません。サプライヤーは、人工知能技術の作成、テスト、訓練、開発、改善、改良を目的とする場合を含むが、これに限定されないいかなる方法によっても、ワークプロダクト、KLAの知的財産権、又はKLAが提供するその他の資料を使用し、又は第三者に使用を許可する権利を有しません。ただし、本規約において明示的に許可されている場合、又はサプライヤーがKLAから具体的かつ明示的な許可を得た場合を除きます。サプライヤーは、人工知能技術システムの開発、市場投入、使用、及び特定のEU法令の改正に関し、サプライヤーの展開又は特定の適用範囲に応じて、2024年3月13日付 欧州議会及び理事会の規則(EU) 2024/1689(EU AI法)を遵守するものとします。
18. オープンソース。 サプライヤーは、KLAの事前の書面による同意がない限り、(i) オープンソースソフトウェアを製品に組み込む、統合する、又は配布すること;又は (ii) KLA 又はその顧客に対して、次の義務を生じさせる方法で製品の開発にオープンソースソフトウェアを使用することを禁じられます。(A) 製品内のソースコードを開示又は配布すること; (B) 派生物の作成を目的として製品をライセンスすること; (C) 製品を無償で再配布すること。
19. 準拠法及び裁判管轄。 書面により別途合意されない限り、注文に起因又は関連して生じる紛争は、かかる注文に基づき KLA が製品を受領する法域の法律に準拠するものとします。当事者は、本規約に国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定が適用されないことに同意するものとします。KLA 及びサプライヤーは、適用される注文に基づき KLA が製品を受領する法域の裁判所の管轄権に服するものとし、当該注文に起因する訴訟に関して、裁判地に対する異議を放棄するものとします。注文に関連する、又は注文に起因する訴訟又は手続きにおいて、勝訴した当事者は、合理的な弁護士費用及び訴訟費用を請求する権利を有するものとします。
20. 譲渡。 KLA は、サプライヤーに対する書面による通知をもって、適用される注文及びそれに基づく権利又は義務を譲渡することができるものとします。サプライヤーは、KLA の事前の書面による同意がある場合を除き、注文及びそれに基づく権利、義務、又は KLA に対する債権の全部又は一部を下請け又は譲渡してはならないものとします。当該同意は、譲渡又は下請け契約の両当事者を代表する権限ある者による書面署名を要するものとします。本セクションにおいて、サプライヤーの買収、合併、統合、支配権の変更、又は法律の適用による譲渡は、KLA の書面による同意を要する適用される注文の譲渡とみなされるものとします。本条の規定に違反して行われた委任又は譲渡の試みは、無効かつ法的効力を持たないものとします。
21. 保険。 サプライヤーは、KLAの施設において、サプライヤーの従業員、代理人、又は下請業者が適用される注文に基づき作業を行う際に、人身傷害、財産的損害、又はコンピュータシステムやデータに対する電子的

脅威を防止するため、合理的に必要な措置を講じるものとします。サプライヤーは、前述のリスク及びかかる請求に対して、KLAを保護するために、及び適用される法律によって要求される、又はサプライヤーの取引又はビジネスにおける一般的な慣行に従って、必要な保険（商業責任保険、自動車保険、労働者賠償保険、専門家の責任保険、サイバーセキュリティ保険を含むがこれに限定されない）を常に携行し、維持するものとします。

22. 一般

- (a) 完全合意。 本規約及び適用される注文は、これに関するKLAとサプライヤー間の完全な理解を包含し、従前及び同時期に行われたすべての合意、取引、交渉に優先するものとします。本規約の修正、改訂又は変更は、書面によって行われ、日付を記載し、双方の権限ある代表者が署名しない限り、効力を生じないものとします。
- (b) 記録保持及び検査。 サプライヤーは、本規約に基づき納入された製品に関連する請求の根拠を示す完全かつ正確な書面又は電子記録を保持するものとし、当該注文の最終支払い後少なくとも5年間維持するものとします。サプライヤーは、KLAの合理的な通知を受けた場合、特定の注文に必要な監査目的に応じ、当該記録へのアクセスを提供するものとします。
- (c) 不可抗力。 いずれの当事者も、戦争行為、敵対行為、破壊行為、天災、パンデミック、電力、インターネット、又は通信障害が義務当事者によるものではない場合、履行の不能又は遅延について責任を負わないものとします。また、政府の規制（輸出又はその他のライセンスの拒否又は取消を含む）及び義務当事者の合理的な制御を超えるその他の事象についても同様とします。各当事者は、不可抗力事象の影響を軽減するため、合理的な努力を尽くすものとします。かかる事象が90日を超えて継続した場合、いずれかの当事者は、書面による通知をもって、未履行のサービスを解除することができるものとします。本サブセクションは、いずれの当事者も合理的な災害復旧手順を遵守し、必要な措置を講じる義務を免除するものではありません。
- (d) 権利放棄。 KLAが適用される注文又は本規約のいずれかの条項をいついかなる時点においても施行せず、又は規定された選択肢やオプションを行使せず、あるいはサプライヤーに対し当該条項の履行を要求しなかった場合であっても、これをもって当該条項の放棄と解釈することはできず、また、当該注文又はその一部の有効性、もしくはKLAがその後各条項を執行する権利に影響を及ぼすものではありません。
- (e) 非公開。 適用法により明示的に義務付けられる場合を除き、サプライヤーは、KLAの事前の書面による明示的な同意を得ることなく、本規約の存在をいかなる個人又は法人にも広告又は開示してはならないものとします。本規約に関連し、又はこれを参照する場合、サプライヤーは次のことを行ってはならないものとします。(i) KLAの名称、商標、商号、ロゴ、サービスマークを含む、又はそれに言及する出版物、発表、プレスリリース、その他の公開声明の発行、(ii) KLAの書面による明示的な事前の同意を得ることなく、KLAの名称、商標、商号、サービスマークの広告、参照、複製、出版、表示。
- (f) 最低購入義務なし。 KLA及びサプライヤーは、次について認識し、同意するものとします。(i) 本規約は、KLAに対し、サプライヤーから特定の製品を最低限購入することを義務付けるものではないこと；(ii) KLAは、サプライヤーに対し注文を発行する義務を負わないこと。
- (g) 分割可能性。 本規約のいずれかの条項が何らかの理由で無効、違法、又は執行不能と判断された場合でも、本規約の残存条項の効力は損なわれず、かかる無効、違法、又は執行不能な条項は、当事者間で相互に受け入れ可能な条項と置き換えられるものとします。新たな条項は、有効、合法かつ執行可能であり、かつ、当該無効、違法、又は執行不能とされた条項に基づく当事者の意図に最も近いものとするものとします。
- (h) 見出し。 本規約に記載されている見出しは、便宜上のみを目的としたものであり、本規約の解釈又は適用には使用されないものとします。
- (i) 解釈。 各当事者は、本規約を確認し、それぞれの法律顧問から助言を得る機会を有したことを認めるものとします。本規約の解釈にあたり、いずれの当事者がその条項を起草したかという事実は、当該条項の解釈に影響を及ぼさないものとします。適用法の要件により、注文が英語以外の複数の言語で起草・締結される場合、当事者は、英語が当該注文の支配言語であることに同意するものとします。英語版と英語以外のバージョンとの間に矛盾又は不一致が生じた場合、英語版が優先し、英語以外のバージョンは英語版に準拠し、整合するよう自動的に修正されたものとみなされます。
- (j) 通知。 本規約に基づき発行又は送達されるすべての通知は、適用される注文書の表面に記載された住所において受領された時点で効力を生じるものとします。ただし、KLA に対する通知には、KLAの認定購買代理人及びKLAの注文番号を明示するものとします。
- (k) 優先順位。 本規約に別途の定めがある場合を除き、本規約、適用される作業明細書、又は適用される注文の間に矛盾又は不一致が生じた場合、次の優先順位に従うものとします。
 - i) 当事者間において、本規約のいずれかの条項を本条22(k)に明示的に準拠させることを合意する書面による契約
 - ii) 本規約、
 - iii) 適用される業務記述書；
 - iv) 適用される注文書。